

平成 22 年 9 月 16 日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官 藤 田
平成 21 年(2)第 13 号 公金不当利得返還等請求控訴事件 (原審・函館地方裁判所
平成 15 年(2)第 2 号)

口頭弁論終結日 平成 22 年 6 月 10 日

判 決

函館市

控訴人兼被控訴人 (1 審原告)

函館市

控訴人兼被控訴人 (1 審原告)

住居所不明

(最後の住所) 函館市:

控訴人兼被控訴人 (1 審原告)

函館市

控訴人兼被控訴人 (1 審原告)

函館市

控訴人兼被控訴人 (1 審原告)

函館市

被控訴人 (1 審原告)

函館市

被控訴人 (1 審原告)

上記 7 名訴訟代理人弁護士

小野寺 信一

同

増田 隆

一男

函館市東雲町 4 番 13 号

被控訴人兼控訴人 (1 審被告)

函館市

長範

西尾 敬

昌

同訴訟代理人弁護士

嶋田 敬

同 嶋 田 敬一
同 平 井 喜一
同 訴訟復代理人弁護士 吉 田 洋
函館市東雲町4番13号

被控訴人兼控訴人（1審被告）

補 助 參 加 人 民 主・市 民 ネ ッ ト
同 代 表 者 会 長 阿 部 善 一

函館市東雲町4番13号

被控訴人兼控訴人（1審被告）

補 助 參 加 人 公 明 党 函 館 市 議 团
同 代 表 者 団 長 瀬 尾 保 雄
上記両名訴訟代理人弁護士 山 崎 英 二

以下において、控訴人兼被控訴人（1審原告）らを「1審原告控訴人ら」と、1審原告控訴人らに、被控訴人（1審原告）田中正博（以下「1審原告田中」という。）及び被控訴人（1審原告）田村智（以下「1審原告田村」という。）を加えた者らを「1審原告ら」と、被控訴人兼控訴人（1審被告）を「1審被告」と、被控訴人兼控訴人（1審被告）補助参加人民主・市民ネットを「参加人民主・市民ネット」と被控訴人兼控訴人（1審被告）補助参加人公明党函館市議団を「参加人公明党」と、被控訴人兼控訴人（1審被告）補助参加人らを「参加人ら」という。

主 文

- 1 本件各控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴申立て以後に生じた1審原告控訴人らの訴訟費用は、1審原告控訴人らの負担とし、控訴申立て以後に生じた1審被告、1審原告田中及び1審原告田村の訴訟費用は、1審被告の負担とし、控訴申立て以後に生じた参加人民主・市民ネットの参加費用は、参加人民主・市民ネットの負担とし、控訴申立て以後に生じた参加人公明党の参加費用は、参加人公明党の

負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

1 1審原告控訴人ら

(1) 原判決主文第1ないし第4項を次のとおり変更する。

ア 1審被告は、参加人民主・市民ネットに対し、76万2370円及びこれに対する平成15年3月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を請求せよ。

イ 1審被告は、参加人公明党に対し、22万4000円及びこれに対する平成15年3月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を請求せよ。

ウ 1審被告は、市政クラブに対し、9万5040円及びこれに対する平成15年3月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を請求せよ。

エ 1審被告は、新政21に対し、7万7760円及びこれに対する平成15年3月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を請求せよ。

(2) 訴訟費用は、第1、第2審とも1審被告の負担とし、参加費用は、第1、2審とも参加人らの負担とする。

2 1審被告

(1) 原判決中、1審被告敗訴部分を取り消す。

(2) 1審原告らの請求を棄却する。

(3) 訴訟費用及び参加費用は、第1、第2審とも1審原告らの負担とする。

第2 事案の概要

1 本件は、函館市の住民である1審原告らが、函館市議会の6会派（参加人民主・市民ネット、参加人公明党、市政クラブ、新政21、新緑クラブ及び市民クラブ）が平成13年度に1審被告から支給された政務調査費について使途基準に違反する違法な支出を行っており、上記各会派は函館市に対して上記支出に係る政務調査費相当額を不当利得として返還すべきであるにもかかわらず、

函館市長は上記各会派に対する返還請求を違法に怠っているとして、地方自治法（以下「法」という。）242条の2第1項4号に基づき、函館市長である1審被告に対し、上記各会派に対して当該支出額に相当する金員及びこれに対する不当利得返還請求権発生の後であり、訴状送達の日の翌日である平成15年3月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を請求することを求めた事案である。

- (1) 原審は、1審原告らの請求のうち、別紙の番号7ないし9、14、17及び18の各支出に係る請求を認容した（函館地方裁判所平成15年第2号）。1審原告控訴人ら及び1審被告は、それぞれ控訴した。
 - (2) 控訴審は、1審原告らの請求のうち、別紙の番号1ないし14の各支出に係る請求（参加人民主・市民ネット、参加人公明党、市政クラブ及び新政21の行った支出に関する部分）を認容し、別紙の番号15ないし18の各支出に係る請求（新緑クラブ及び市民クラブの行った支出に関する部分）を棄却した（当庁平成17年第14号）。1審被告は、上告受理の申立てをしたが、1審原告控訴人らは、上告又は上告受理の申立てをしなかったので、その敗訴部分（別紙の番号15ないし18の支出に係る請求）が確定した。
 - (3) 最高裁判所は、上告人敗訴部分（別紙の番号1ないし14の各支出に係る請求（参加人民主・市民ネット、同公明党、市政クラブ及び新政21の行った支出に関する部分））を破棄し、これを、札幌高等裁判所に差し戻した（最高裁判所平成19年（行ヒ）第170号。（以下「本件上告審判決」という。））。
 - (4) 本件は、上記差戻し後の控訴審の事件であり、当審における審理の対象は、別紙の番号1ないし14の各支出に係る請求（参加人民主・市民ネット、同公明党、市政クラブ及び新政21の行った支出に関する部分）である。
- 2 爭いのない事実等は、次のとおり改めるほか、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の2に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決4頁7行目から9行目にかけての「参加人民主・市民ネット、同公明党、市政クラブ、新政21、新緑クラブ及び市民クラブ(以下「本件各会派」という。)」を「参加人民主・市民ネット、同公明党、市政クラブ及び新政21(以下「本件各会派」という。), 新緑クラブ並びに市民クラブ」と改める。
- (2) 原判決4頁11行目の「参加人白崎」を「亡白崎憲司郎(以下「亡白崎議員」という。)と改め、以後、「参加人白崎」とあるのを、すべて「亡白崎議員」と読み替える。
- (3) 原判決4頁15行目の「13項」を「14項」と改める。
- (4) 原判決4頁23行目の「13項及び14項」を「14項及び15項」と改める。
- (5) 原判決7頁14行目の「一覧表の番号1ないし18」を「一覧表の番号1ないし14」と改める。

3 争点及びこれに関する当事者の主張は、次のとおり訂正、削除するほか、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の3に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決9頁7行目冒頭から10頁18行目末尾までを次のとおり改める。
「ア 会派が調査研究を行っていない点について
(ア) 本件上告審判決は、「具体的な調査研究活動ごとに、その活動内容及びこれに必要な政務調査費からの支出を求める金額を会派に申請し、会派の代表者及び経理責任者からその活動内容及び金額の承認を得た上で、経理責任者からその金員の交付を受けた」ことが認められれば、本件各会派の代表者がした承認は、会派の名において、各所属議員の発案、申請に係る調査研究活動を会派のためのものとして当該議員にゆだね、又は会派のための活動として承認する趣旨のものと認める余地があり、そのように認められる場合には、本件使途基準にいう「会派が行う」との

要件は満たされることになるし、そのような事実が本件各支出について存在するかどうか、存在するとしてその場合の本件各会派の代表者の承認を上記趣旨のものと認めることができるかどうかなどの点について審理することを命じ、本件を当審に差し戻した。

(イ) 本件上告審判決の判示したところの承認要件が満たされているか否かについての~~1審原告らの主張~~は以下のとおりである。

調査研究を会派が行ったと言えるためには、各政務調査費の支出に関し、会派の代表者及び経理責任者の事前又は事後の承認が必要であり、そのためには、①どこへ行って（調査先）、②何を調査するのか（調査内容）、③函館市政とどのようなつながりがあるか（市政との関連性）、④なぜ、それを今する必要があるのか（調査の必要性）の4点を事前あるいは事後に会派代表者及び経理責任者に報告することが必要である。

以下、各支出につき、論ずる。

a 番号3の支出

「政務調査費支出伝票」（甲5の2の1）は、福井県小浜市、石川県輪島市及び金沢市の調査が終了した後の平成13年4月20日付けで作成されており、事前には会派代表者及び経理責任者の承認を得たという証拠は存在しない。事後報告は、同月25日付けで提出されているが、報告の宛先が記載されておらず、また、この報告には、上記要件③④が含まれておらず、会派代表者が事後に承認を与えたと認めることはできない。

なお、旅費の支出がされた平成13年4月20には報告書はまだ提出されていないから、支出をもって会派代表者及び経理責任者が承認を与えたと判断することもできない。

よって、番号3の支出は、事前あるいは事後に会派代表者の承認を得た出張に関するものではなく、本件使途基準に反する違法な支出で

ある。

b 番号4の支出

調査研究前に会派代表者宛てに提出された「政務調査費支出伝票」

(甲5の2の3)には、用務地として東京都、旅行の目的として「東京都の防災計画についての調査」と記載されているが、上記要件③④が記載されいない。報告書が平成13年6月5日付けで提出されているものの、それにも同③④は記載されていない。同③④を事前あるいは事後に、口頭で補充して承認を得たとの証拠はないから、この支出は、「会派性」の要件を満たさない違法な支出である。

なお、旅費の支出がされた同年5月28日には報告書はまだ提出されていないから、支出をもって会派代表者及び経理責任者が承認を与えた判断することはできない。

c 番号5の支出

調査研究前に会派代表者宛てに提出された「政務調査費支出伝票」

(甲5の2の7)には、用務地として金沢市、旅行の目的として「高次都市機能調査「ふらっとバス」」と記載されているが、上記要件③④が記載されない。同③④を口頭で補充して事前に承認を得たとの証拠はないし、報告書は平成13年11月5日付けで提出されているものの、事後に代表者がそれに承認を与えたという証拠もないから、この支出は、「会派性」の要件を満たさない違法な支出である。

d 番号6の支出

調査研究前に会派代表者宛てに提出された「政務調査費支出伝票」

(甲5の2の8)には、用務地として「鹿児島市、山口市、富士宮市」、旅行の目的として「環境行政・高等教育問題・国際交流事情調査」と記載されているが、上記要件③④が記載されない。同③④を口頭で補充して事前に承認を得たとの証拠はないし、報告書は平成1

3年12月5日付けで提出されているものの、事後に代表者がそれに承認を与えたという証拠もないから、この支出は、「会派性」の要件を満たさない違法な支出である。

e 番号7の支出

調査研究前に会派代表者宛てに提出された「政務調査費支出伝票」(甲6の2の1)の旅行目的の欄は空白であり、用務地も「東京都目黒区、渋谷区、中央区」と記載されているだけで、「政務調査費支出伝票」には具体的な調査研究の内容が記載されていない。

中江捷二議員（以下「中江議員」という。）は、原審における証人尋問においても、東京都目黒区寄生虫博物館について「会派の指示ではなく、自分の判断で実施した（同証人尋問調書1頁）」、「会派に対する報告は甲6の2の1のみである（同調書3頁）」と証言し、また、谷内田デザイン研究所、晴海臨海開発「トリトンスクエア」についても、「会派の指示による調査ではなかった（同調書6頁）」と証言し、具体的な調査研究の内容を事前に会派代表者に申請し、承認を得たとは述べていない。中江議員は、平成13年5月30日に報告書を会派代表者に提出しているが（甲6の2の1），それを会派代表者が承認したとの証拠は存在しない。

よって、番号7の支出は、事前及び事後に具体的な調査研究の内容について会派代表者の承認を得ない出張に関するものであり、「会派性」の要件を満たさない違法な支出である。

f 番号8の支出

調査研究前に会派代表者宛てに提出された「政務調査費支出伝票」(甲6の2の3)には、旅行の目的として「札幌ドームとイベント開催時の運営管理について」と記載されているが、中江議員によれば、「札幌ドームではイベントはやっていなかった（イベントをやつてい

るか否かの事前調査はしていない）（同人の原審における証人尋問調書13頁）」ということであるから、「政務調査費支出伝票」に記載された目的と実態に重大な食い違いがある。イベントを開催していない札幌ドームを見学者の一人として見て歩くことについて事前に会派代表者が承認を与えることはあり得ないし、中江議員が報告書を提出したのは調査から3か月以上経過した翌年の平成14年1月30日であるから、事後に承認を得たという証拠も存在しない。

よって、この支出は、「会派性」の要件を満たさない違法な支出である。

また、平山郁夫展の見学は「政務調査費支出伝票」の旅行の目的にその旨が記載されておらず、事後に承認を得たという証拠も存在しないから、これは、事前・事後に会派代表者の承認を得ないで行われた調査であり、「会派性」の要件を満たさない違法な支出である。

g 番号9及び10の支出

調査研究前に会派代表者宛てに提出された「政務調査費支出伝票」（甲6の2の4）には、旅行の目的として「「ル・コルビュジエ」展の視察」と記載されているが、上記要件③④が記載されいない。同③④を事前あるいは事後に、口頭で補充して事前に承認を得たとの証拠はないから、この支出は、「会派性」の要件を満たさない違法な支出である。

h 番号12の支出

1審被告は、「市政クラブの代表者である出村勝彦議員（以下「出村議員」という。）は、平成13年4月上旬の同クラブ会派会議の席上、同月13日開催される全日本司厨士協会函館支部主催の食の祭典の内容及びこれが函館市政と関連することを説明し、同議員が同クラブの政務調査費から会費1万円を支出して、その食の祭典に出席する

旨説明し、承認を得た。」と主張するが、それを裏付ける会議録の類は提出されていない。

また、かかる調査の実態は、要するに出村議員が、「食の祭典」に参加して飲食（討論）したというだけのことであり、実態のとおりのことを事前に会派代表者に報告し、会派代表者が承認を与えることはあり得ない。

i 番号13の支出

1審被告は、「平成13年4月初旬ころ、市政クラブに所属していた亡白崎は、函館市議会の同クラブ控室において同クラブの代表者たる会長である出村議員のほか数名の同クラブ所属議員のいる中で、会長である出村議員に対し、同年のゴールデンウイーク中に2泊3日で東京に出張し、戸越銀座商店街を視察し商店街活性化の調査をし、また旧青函連絡船羊蹄丸を視察し函館港シーポートプラザに係留して公開されている旧青函連絡船摩周丸活用について調査をするため、同クラブの政務調査費からその費用を支出してもらいたい旨要請した。」と主張するが、会議録の類は提出されていない。

また、調査報告書も感想文の域を出るものではなく、どのような船を見たのか、どういう点で函館の摩周丸と異なった特徴があるのか、函館市政とどう関連するのかについての具体的記述が全くない。かような実態とおりのことを事前に会派代表者に報告し、会派代表者が承認を与えることはあり得ない。

j 番号14の支出

1審被告は、「平成13年9月中旬ころ、新政21に所属していた亡白崎議員は、新政21の代表者会長である敦賀敬之議員（以下「敦賀議員」という。）及び経理責任者として新政21の政務調査費の管理をする工藤恵美議員その他所属議員全員が出席する会派会議におい

て、同月下旬に2泊3日で釧路市及び旭川市に出張し、釧路で漁業の調査及びウォーターフロント施設「MOO」の視察をし、旭川で地場産業である木工展示場及び旭山動物園等の視察をするため、新政21の政務調査費からその費用を支出してもらいたい旨要請し、その承認を得た。」と主張するが、会議録の類は提出されていない。

また、調査の実態は極めてずさんであり、かような実態とおりのことを事前に会派代表者に報告し、会派代表者が承認を与えることはあり得ない。」

- (2) 原判決19頁20行目冒頭から20頁10行目末尾までを削除する。
- (3) 原判決21頁23行目冒頭から、22頁12行目末尾までを次のとおり改める。

「イ 本件条例及び本件規則は、法100条12項及び13項と同じく平成13年4月1日施行されたところ、参加人民主・市民ネット、参加人公明党、市政クラブは、その施行のころ、また、新政21は、これが設立された同年5月28日ころ、いずれも会派として、所属議員によって政務調査費について協議を行い、いずれも1審被告から交付される政務調査費は経理責任者がこれを管理し、所属議員が政務調査費からの支出を求めるときには、その調査研究活動の内容とこれに必要な政務調査費から支出を求める金額を会派に申請し、代表者及び経理責任者からその活動内容と金額の承認を得たうえで、経理責任者からその金員の交付を受けることが決定され、これを会派の申し合わせとして以後そのとおりの運用がなされてきた。これによれば、それら会派として承認をなす権限は、その協議による決定によって、会派代表者及び経理責任者にこれが授与されたものである。

本件上告審判決は、「本件使途基準にいう「会派が行う」調査研究活動には、会派がその名において自ら行うもののほか、会派の所属議員等

にこれをゆだね、又は所属議員による調査研究活動を会派のためのものとして承認する方法によって行うものも含まれると解すべきである。そして、一般に、会派は、議会の内部において議員により組織される団体であり、その内部的な意思決定手続等に関する特別の取決めがされていない限り、会派の代表者が会派の名においてした行為は、会派自らがした行為と評価されるものである。

そうすると、本件各支出について、1審被告の主張する、各会派の所属議員が、具体的な調査研究活動ごとに、その活動内容及びこれに必要な政務調査費からの支出を求める金額を会派に申請し、会派の代表者及び経理責任者からその活動内容及び金額の承認を得た上で、経理責任者からその金員の交付を受けたという事実が認められれば、本件各会派の代表者がした承認は、会派の名において、各所属議員の発案、申請に係る調査研究活動を会派のためのものとして当該議員にゆだね、又は会派のための活動として承認する趣旨のものと認める余地があり、そのように認められる場合には、本件使途基準にいう「会派が行う」との要件は満たされることになる。」旨判示した。

そして、本件各支出は、前記各会派の申し合わせどおりの運用によりされたものであるところ、これによれば、本件各支出にかかる調査研究活動は、本件上告審判決にいう「会派ためのものとして当該議員にゆだね、又は会派のための活動として承認したもの」として「会派が行う」との要件を満たすものというべきである。」

(4) 原判決22頁15行目の「15ないし18」及び原判決25頁17行目冒頭から26頁5行目末尾までを削除する。

(5) 原判決30頁21行目冒頭から31頁13行目末尾までを削除する。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、番号7ないし9及び14の各支出は、市政に関する調査研究に

資するために必要な経費に充てられたものとは認められないが、その余の支出は、違法ではないと判断する。その理由は、次のとおり訂正、削除するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の1, 2(原判決31頁15行目から66頁7行目まで)のとおりであるから、これを引用する。

原判決34頁6行目冒頭から同頁16行目までを、次のとおり改める。

「以上によれば、本件使途基準にいう「会派が行う」調査研究活動には、会派がその名において自ら行うもののほか、会派の所属議員等にこれをゆだね、又は所属議員による調査研究活動を会派のためのものとして承認する方法によって行うものも含まれると解すべきである。そして、一般に、会派は、議会の内部において議員により組織される団体であり、その内部的な意思決定手続等に関する特別の取決めがされていない限り、会派の代表者が会派の名においてした行為は、会派自らがした行為と評価されるものである。

そして、証拠(乙14, 乙C5, 丙A37, 丙B40, 証人中江(差戻前2審))及び弁論の全趣旨によれば、本件各会派における政務調査費の支出に関しては、会派の内部的な意思決定手続等に関して特別な取決めはされておらず、当該議員が、当該会派の代表者及び經理責任者に政務調査費用支出の承認を受けて、經理責任者から、支払を受けるという運用がされていたことが認められる。この点、証人中江の証言及び小谷野千代子の陳述書(丙B40号証)中には、参加人公明党においては、政務調査の行き先、調査内容、日程等につき、毎週行われる議員団会議で協議し、承認するという手続を経ていたとの部分があるが、同証人の他の証言部分に照らし、採用できない。

なお、1審原告控訴人らは、会派代表者及び經理責任者が承認を下すには、①調査先及び②調査内容のほかに、③函館市政とどのようなつながりがあるか(市政との関連性)、④なぜ、それを今する必要があるのか(調

査の必要性) ということについても、事前あるいは事後に会派代表者及び経理責任者に報告することが必要であると主張するが、③、④の要件が、「会派が行う」といえるための必須の条件であるとは考えられないで、上記主張は採用できない。

以下、本件各支出について、検討を加える。

ア 番号 1 及び 2 の各支出について

証拠（甲 5 の 1 の 3、丙 A 1、証人熊坂（原審））及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

熊坂議員は、平成 14 年 2 月 8 日に東京都で開催される本件研修会に参加するため、旅行の目的欄に「公共入札の改革、その課題と展望の研修セミナー参加」、用務地欄に「東京都」とそれぞれ記載された政務調査費支出伝票（旅費）を作成提出し、参加人民主・市民ネット代表者（熊坂議員自身）及び経理責任者（板倉）の押印を得て、同月 1 日、本件研修会に参加するための旅費（交通費、宿泊費及び日当 3 日分）として合計 8 万 6 0 4 0 円を同会派から受領し、また、同月 10 日に東京都で開催される本件シンポジウムに参加するため旅行の目的欄に「難聴者聞こえと生活実態についてのシンポジウム参加」、用務地欄に「東京都」とそれぞれ記載された政務調査費支出伝票（旅費）を作成提出し、同会派の代表者（熊坂議員自身）及び経理責任者（板倉）の押印を得て、同月 1 日、本件シンポジウムに参加するための旅費（交通費、宿泊費及び日当 2 日分）として合計 8 万 3 0 4 0 円を同会派から受領した。

熊坂議員は、本件研修会に参加した後の同月 12 日及び本件シンポジウムに参加した後の同月 18 日、いずれも会派代表者宛てに報告書を提出した。

イ 番号 3 の支出について

証拠（甲 5 の 2 の 1、丙 A 2、証人阿部（原審））及び弁論の全趣旨に

よれば、以下の事実が認められる。

阿部議員は、平成13年4月14日から同月17日までの間に福井県小浜市の魚市場、石川県輪島市の朝市及び金沢市のJR金沢駅周辺を視察した。

阿部議員は、上記視察後の同月20日、旅行目的欄に「函館市と類似する都市の街づくりと状況についての調査」、用務地に「小浜市、輪島市、金沢市」とそれぞれ記載された政務調査費支出伝票（旅費）を作成提出し、参加人民主・市民ネット代表者及び経理責任者の押印を得て、上記視察に要した旅費（交通費、宿泊費及び日当）として合計14万7190円を同会派から受領した。

阿部議員は、上記視察の後の同月25日、会派代表者宛てに報告書を提出した（なお、同報告書の宛先欄は空欄ではあるが、同報告書の趣旨及び内容からみて、宛先は会派代表者であると認めるのが相当である。）。

ウ 番号4の支出について

証拠（甲5の2の3、丙A2、証人阿部（原審））及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

阿部議員は、平成13年5月30日及び31日に東京都の防災計画についての調査を行うため、旅行の目的欄に「東京都の防災計画についての調査」、用務地欄に「東京都」とそれぞれ記載された政務調査費支出伝票（旅費）を作成提出し、参加人民主・市民ネット代表者（福島議員）及び経理責任者の押印を得て、同月28日、上記調査を行うための旅費（交通費、宿泊費及び日当）として合計6万7240円を同会派から受領した。

阿部議員は、上記調査を行った後の同年6月5日、会派代表者宛てに報告書を提出した（なお、同報告書の宛先欄は空欄ではあるが、同報告

書の趣旨及び内容からみて、宛先は会派代表者であると認めるのが相当である。)。

エ 番号5の支出について

証拠(甲5の2の7、丙A4、証人福島(原審))及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

福島議員は、平成13年10月14日から同月16日の間に金沢市の高次都市機能についての調査を行うため、旅行の目的欄に「高次都市機能調査「ふらっとバス」」、用務地欄に「金沢市」とそれぞれ記載された政務調査費支出伝票(旅費)を作成提出し、参加人民主・市民ネット代表者(熊坂議員)及び経理責任者(板倉)の押印を得て、同月10日、上記調査を行うための旅費(交通費、宿泊費及び日当)として合計11万3980円を同会派から受領した。

福島議員は、上記調査を行った後の同年11月5日、会派代表者宛てに報告書を提出した。

オ 番号6の支出について

証拠(甲5の2の8、丙A3、4、証人石井(原審)、証人福島(原審))及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

石井議員及び福島議員は、平成13年11月12日から同月16日の間に鹿児島市、山口市及び静岡県富士宮市において環境行政等の調査を行うため、旅行の目的欄に「環境行政、高等教育問題、国際交流事情調査」、用務地欄に「鹿児島市、山口市、富士宮市」とそれぞれ記載された政務調査費支出伝票(旅費)を作成提出し、参加人民主・市民ネット代表者(熊坂議員)及び経理責任者(板倉)の押印を得て、同月7日、上記調査を行うための旅費(交通費、宿泊費及び日当)としてそれぞれ合計19万4030円(二人の合計額38万8060円)を同会派から受領した。

石井議員及び福島議員は、上記調査を行った後の同年12月5日、会派代表者宛てに報告書を提出した。

カ 番号7の支出について

証拠（甲6の2の1、丙B1の1、証人中江（原審））及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

中江議員は、平成13年5月21日から同月24日までの間に東京都目黒区、渋谷区及び中央区の視察を行うため、旅行目的欄空欄、用務地に「東京都目黒区、渋谷区、中央区」と記載された参加人公明党あての政務調査費支出伝票（旅費）（なお、代表者欄には「幹事長志賀谷隆」、経理責任者欄には「小谷野千代子」と各記名がされている。以下、「志賀谷隆」を「志賀谷」という。）を作成提出し、同月10日、上記視察を行うための旅費（交通費、宿泊費及び日当）として合計10万2840円を同会派から受領した。

中江議員は、同月21日から同月24日までの間、東京都目黒区、渋谷区及び中央区を視察した。そして、中江議員は、上記視察の後の同月30日、同会派代表者である志賀谷宛てに報告書を提出した。

② 参加人公明党の代表者である志賀谷から中江議員に対し、番号7の支出に関し、問題の指摘等がされたことはない。

キ 番号8の支出について

証拠（甲6の2の3、丙B1の1、証人中江（原審））及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

中江議員は、平成13年10月20日及び21日に札幌ドームの視察を行うため、旅行目的欄に「札幌ドームとイベント開催時の運営管理について」、用務地に「札幌市」と記載された参加人公明党あての政務調査費支出伝票（旅費）（なお、代表者欄には「幹事長志賀谷隆」、経理責任者欄には「小谷野千代子」と各記名がされている。）を作成提出し、

同月 15 日、上記視察に要する旅費（交通費、宿泊費及び日当）として合計 3 万 6 4 8 0 円を同会派から受領した。

中江議員は、同月 20 日及び 21 日、札幌ドーム及び平山郁夫展を視察した。そして、中江議員は、上記視察の後の平成 14 年 1 月 30 日、同会派代表者である志賀谷宛てに報告書を提出した。

参加人公明党の代表者である志賀谷から中江議員に対し、番号 8 の支出に関し、問題の指摘等がされたことはない。

ク 番号 9 及び 10 の各支出について

証拠（甲 6 の 2 の 4、丙 B 1 の 1、証人中江（原審））及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

中江議員は、平成 14 年 1 月 20 日及び 21 日に札幌市で開催されている「ル・コルビュジエ」展の視察を行うため、旅行目的欄に「「ル・コルビュジエ」展の視察」、用務地に「札幌市」と記載された参加人公明党あての政務調査費支出伝票（旅費）（なお、代表者欄には「幹事長志賀谷隆」、経理責任者欄には「小谷野千代子」と各記名がされている。）を作成提出し、同月 18 日、上記視察に要する旅費（交通費、宿泊費及び日当）として合計 3 万 6 4 8 0 円を同会派から受領した。

中江議員は、同月 20 日及び 21 日、ル・コルビュジエ展の視察を行い、同会場において、本件書籍を 3 5 0 0 円で購入し、後日、本件書籍代金 3 5 0 0 円を同会派から受領した。

そして、中江議員は、上記視察の後の同月 30 日、同会派代表者である志賀谷宛てに報告書を提出した。

参加人公明党の代表者である志賀谷から中江議員に対し、番号 9 及び 10 の支出に関し、問題の指摘等がされたことはない。

ケ 番号 11 の支出について

証拠（甲 6 の 3 の 4、丙 B 1 の 1、証人中江（原審））及び弁論の全趣

旨によれば、以下の事実が認められる。

中江議員は、平成14年3月3日、音楽を函館市の街作りにどのように活かしていくか等を検討する上で参考とするため、廣瀬氏の作曲に係る作品が収録されたCDや、同氏と関係の深い演奏家が演奏した作品が収録されたCD等合計14点を購入し、その費用として合計4万4700円を支出した。また、中江議員は、同日、支払先欄に「スポーツ振興財団」、摘要（品名）欄に「CD代」と記載された参加人公明党への政務調査費支出伝票（一般）を作成提出し、代表者（中江議員自身）及び経理責任者（小谷野）の押印を得て、同日、上記CD購入費合計4万4700円を「資料購入費」として同会派から受領した。

ニ 番号12の支出について

証拠（甲7の1の1、乙C1の1、'2、乙C3）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

出村議員は、平成13年4月13日、函館市民の食生活及び食文化について意見交換するため、食の祭典に出席し、その費用として1万円を支出した。また、出村議員は、同日、支払先欄に「全日本司厨士協会函館支部」、摘要（品名）欄に「研修会会費」と記載された市政クラブへの政務調査費支出伝票（一般）を作成提出し、代表者（出村議員自身）及び経理責任者の押印を得て、同日、上記食の祭典出席費用1万円を「研究研修費」として同会派から受領した。

サ 番号13の支出について

証拠（甲7の2の1、丙C1、証人白崎（原審））及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

亡白崎議員は、平成13年4月30日から同年5月2日の間に商店街の調査及び函館港に係留されている連絡船の運営方法に関する調査を行うため、旅行の目的欄に「これから市場と函館港に係留されている連

絡船について」，用務地欄に「東京都」とそれぞれ記載された政務調査費支出伝票（旅費）を作成し市政クラブに提出し，同会派代表者（出村議員）及び経理責任者（工藤）の押印を得て，同月24日，上記調査を行うための旅費（交通費，宿泊費及び日当）として合計8万5040円を同会派から受領した。

また，亡白崎議員は，上記調査を行った後の同年6月4日，会派代表者宛てに報告書を提出した（なお，同報告書の宛先欄は空欄ではあるが，同報告書の趣旨及び内容からみて，宛先は会派代表者であると認めるのが相当である。）。

シ 番号14の支出について

証拠（甲8の2の2，丙C4，証人白崎（原審））及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

亡白崎議員は，平成13年9月22日から同月24日までの間に釧路漁港や旭川市内を視察した。

亡白崎議員は，上記視察後の同月27日，旅行目的欄に「釧路漁港調査，旭川観光調査」，用務地に「釧路市，旭川市」とそれぞれ記載された政務調査費支出伝票（旅費）を作成し新政21に提出し，新政21の代表者及び経理責任者の押印を得て，上記視察に要した旅費（交通費，宿泊費及び日当）として合計7万7760円を同会派から受領した。

また，亡白崎議員は，上記視察の後の同月25日，会派代表者宛てに報告書を提出している（なお，同報告書の宛先欄は当初函館市議会議長と記載されていたものが二本線で抹消されているものであるところ，同報告書の趣旨及び内容からみて，宛先が会派代表者であることが認められる。）。

以上の各事実が認められる。

上記各認定事実によれば，番号1ないし14の各支出に関し，上記各会

派の議員らは、具体的な調査研究活動ごとに、その活動内容及びこれに必要な政務調査費からの支出を求める金額を会派に申請し、会派の代表者及び経理責任者からその活動内容及び金額の承認を得た上で、経理責任者からその金員の交付を受けたと認めるのが相当であり、かつ、本件各会派の代表者がした承認は、会派の名において、各所属議員の発案、申請に係る調査研究活動を会派のためのものとして当該議員にゆだね、又は会派のための活動として承認する趣旨のものと認めることができる。

よって、上記各支出は、本件基準にいう「会派が行う」との要件を満たすというべきである。」

2 結論

以上のとおりであるから、参加人公明党による番号7ないし9の各支出、新政21による番号14の支出は、いずれも本件使途基準に反し違法であるから、参加人公明党は、番号7ないし9の各支出に係る支出金額合計17万5800円を、新政21は、番号14の支出に係る支出金額7万7760円を、それぞれ函館市に対し返還すべき義務を負う。

したがって、1審原告らの請求は、1審被告に対し、参加人公明党に17万5800円及びこれに対する平成15年3月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を、新政21に7万7760円及びこれに対する平成15年3月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を、それぞれ請求することを求める限度で理由があり、その余はいずれも理由がない。

よって、原判決は相当であり、本件各控訴は理由がないから、これらをいずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。

札幌高等裁判所第3民事部

裁判長裁判官

井 上 哲 男

裁判官 中 島 栄

裁判官 中 川 博 文